3.11.2.　間接確認方式の装置	3.11.2.　間接確認方式の装置
3.11.2.1.　前車室の後扉の乗降口の踏段（踏段を有しない場合であって、扉がスライド式（車枠若しくは車体に格納され又は車外に開放されるものに限る。）のものにあっては、閉扉時における扉の内側から少なくとも奥行120㎜における範囲の床面とし、扉が折り畳み式のものにあっては、乗降口の出入口付近から扉を折り畳んだ状態における奥行方向における扉の最外縁までの範囲の床面とする。）上に旅客がいるときは、扉が開閉できない構造であること。	3.11.2.1.　乗客が踏段上にいる場合には、扉が閉まらない構造とすること。
3.11.2.2.　前車室の後扉は、速度が５km／ｈを超えた状態において開閉しないこと。	3.11.2.2.　扉の開閉装置は、扉を閉じた後又は運行中に扉が開かない構造とすること。
（削除）	3.11.2.3.　扉の開閉装置を操作するスイッチは、運行中の振動又はがた等によって誤作動するおそれのないものであること。
3.12.　後車室の扉付近の旅客を運転者が確認する装置	3.12.　後車室の扉の踏段上の乗客を運転者が確認する装置
3.12.1.　後車室の扉付近の旅客を運転者が確認できるよう、次の3.12.1.1.及び3.12.1.2.の装置を備えること。	3.12.1.　後車室の扉の踏段上の乗客を運転者が確認できるよう、次の3.12.1.1.及び3.12.1.2.の装置を備えること。
3.12.1.1.　運転者席付近に備える、後車室の扉付近の旅客を確認できるモニター装置	3.12.1.1.　運転者席付近に備える、後車室の扉の踏段上の乗客を確認できるモニター装置
3.12.1.2.　（略）	3.12.1.2.　（略）
3.12.1.3.　後車室の扉の乗降口の天井に20Ｗ以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。	（新設）
3.13.　車外安全確認装置	3.13.　車外安全確認装置
3.13.1.　運転者席付近には、乗降口付近及び車両の左外側線上の状況を運転者が確認できるモニター装置を備えること。この場合において、運転者が直接又は後写鏡（有効寸法300㎜以上×143㎜以上、曲率半径1000㎜以上の凸面鏡）を用いて確認できる範囲については、当該モニター装置によって確認できなくてもよい。	3.13.1.　運転者席付近には、乗降口付近及び車両の左外側線上の状況を運転者が確認できるモニター装置を備えること。この場合において、運転者が直接又は後写鏡（有効寸法300㎜×143㎜、曲率約1000㎜Ｒの凸面鏡）を用いて確認できる範囲については、当該モニター装置によって確認できなくてもよい。
3.13.2.　（略）	3.13.2.　（略）
3.13.3.　前車室の後扉及び後車室の扉の乗降口の外側上部には、開扉と同時に点灯し、閉扉後４秒以上遅延して消灯する20Ｗ以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。	3.13.3.　乗車口の外側上部に20Ｗ以上の蛍光灯又はこれと同等以上の明るさの灯火を備えること。なお、当該装置は開扉と同時に点灯し、閉扉後４秒以上たってから消灯する構造とすること。
3.14.　車外用放送装置等	3.14.　車外用放送装置等
3.14.1.　次の3.14.1.1.及び3.14.1.2.の放送装置を備えること。	3.14.1.　次の3.14.1.1.及び3.14.1.2.の放送装置を備えること。
3.14.1.1.　運転者が危険等を感知した際に、運転者の意志を車外の旅客等に容易に伝えることができる車外用放送装置	3.14.1.1.　運転者が危険等を感知した際に、運転者の意志を車外の乗客等に容易に伝えることができる車外用放送装置
3.14.1.2.　後乗りバスにあっては、乗車口付近の旅客が運転者と通話できる装置（当該装置付近に使用方法を表示したもの）	3.14.1.2.　後乗りバスにあっては、乗車口付近の乗客が運転者と通話できる装置（当該装置付近に使用方法を表示したもの）
3.14.2.　運転者が運転者席において乗降口その他室内の状況をモニター装置により確認する場合には、旅客が運転者と通話できる装置を当該客室内に備え付け、その付近に使用方法を表示すること。	3.14.2.　運転者が運転者席において乗降口その他室内の状況をモニターにより確認する場合には、乗客が運転者と通話できる装置を当該客室内に備え付け、その付近に使用方法を表示すること。